

第2回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和2年8月5日（水）午後1時30分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第1号 農地審議 農地法第3条関係について
所有権移転
議案第2号 農地審議 農地法第5条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
- 4 協議事項
①農地あっせん事業について
②農地状況調査（農地パトロール）について
③農地貸し付け、売り渡し希望について
④北部三町村農業委員会交流会について
- 5 その他
①当面の日程について
②その他

6 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

征矢昌博	伊藤篤
------	-----

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

10 出席事務局職員

事務局長	出羽澤平治	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席でございますけれども、農業委員、農地利用最適化推進委員と共に全員の出席を頂いておりますので会議規則第6条の規定により、ただ今から第2回農業委員会総会を開催致します。よろしくお願い致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、征矢昌博委員と伊藤篤委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p> <p>4件7筆</p>
議長 委員一同	<p>番号2-11から番号2-14につきまして質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p>
議長 委員一同	<p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
議長	<p>それではこの届出は受理と致します。</p> <p>報告事項は以上で終わります。</p>
議長	<p>2 議事</p> <p>議案第1号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p> <p>ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p>
議長	<p>番号1につきまして、地元委員さんの方から補足説明はありますでしょうか。事務局からの補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>補足する事は特にありません。</p>
議長 委員一同	<p>番号1につきまして何かご質問、ご意見はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>特にない様でございますので、番号2-2につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>「異議なし」と認めます。</p>

	<p>番号2-2につきましては「許可相当」とします。</p> <p>以上で議案第1号は終わります。</p>
議 長	議案第2号 農地審議 農地法第5条関係（農業委員会許可処理案件）についてを議題とします。
事 務 局	朗読 上程
	番号1は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。
議 長	地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
唐澤喜廣委員	番号1につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。
	地図は会議資料の5ページをご覧ください。5ページの地図を見て頂きますと、 というのが 沿いにありまして、その南側になる訳でございます。赤く囲ってある申請地の横には住宅がございますし、その住宅と申請地の間の道路というのは、農道でございまして狭い道路であります。それから の西側にも住宅が密集をしています。この農地が第1種農地であるのかが私は疑問でございますが、10ha以上の一団の農地という事で不許可ですけれども不許可の例外として住宅その他近隣農地周辺居住者の日常生活をする集落などに接続をします。そこに住宅を建てる事によってその一帯の農地が分断をされてしまうという事でなくやむを得ず転用ができるという解釈が成り立ちますので、そんな視点から転用するのはやむを得ないと、この様に思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。
唐澤喜廣委員	すみません、追加の説明ですけれども、雨水に関しましては地下浸透、それから上水道、下水道につきましては公共の所に繋ぐという事ですのでよろしくをお願いします。
議 長	この第1種農地の判断というのはどの時点でののですか。ここが第1種農地に該当をする根拠とは。
事 務 局	農地を判断する時にまず第3種農地であるかどうかというところから判断をしていく訳なのですけれども、まず第3種農地かというかという用途地域内ではないからそれには当たらないと、となると第1種農地か第2種農地かのどちらかという事になるのです。第2種農地というのは消極的2種農地というのがあるのですが、ここを見ると、ここの農地の全体を見たら右の方は10区画くらい農地が続きますので、まあ消極的な農地ではないなというところで第1種農地という判断をさせていただきました。
議 長	この判断というのは、事務局で申請の時に第1種農地だという事を決めるのですか。
事 務 局	この議案を作る時に事務局の方で判断をします。
議 長	多分そういう回答が出てくると私も思っていました。唐澤委員は、そうい

唐澤喜廣委員	う事だそうですが、よろしいでしょうか。
事務局	ここはやむを得ないという事ですよね。
唐澤喜廣委員	はい。
議長	まずは第3種農地ではないという事、それでそうなると第2種農地か第1種農地のどちらかという事ですよね。
有賀晴彦委員	はい、そういう事でその議論はまたに致しまして、番号1につきまして何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。
唐澤喜廣委員	はい、ここの周りにはいっぱい農地がありますが、ここは本当に周りの農地の方々に許可というか文句はないのか、後本当に農地作業に支障ないのか、家の建て方なのですが、申請地のどこら辺に家を建てるか知らないけれども日陰になってしまう所などそこら辺は考慮されているのかどうなのでしょう。
有賀晴彦委員	はい、周りの農地は3枚ありますが上の農地は別の方の田んぼなのですが両サイドの1枚の田は上の田んぼと同じ方でサイドの1枚は他の方の田んぼになります。住宅は西側から2m、北側からは5m入った所に住宅を建てます。なので北側の田んぼには迷惑をかけるという事はありません。それで北側と東側の田んぼの方には、話をしてあるという事です。
唐澤喜廣委員	ここの水路は何処にあるのですか。
有賀晴彦委員	水路は北側にあります。
唐澤喜廣委員	そうですか。ここは道が狭いと言っていましたが、どの様にするつもりなのですか。
唐澤喜廣委員	狭いといっても車1台ほどは通れますので。
議長	はい、他にはどうでしょうか。
唐木義秋委員	はい、ちょっと聞き逃してしましまして非常に申し訳ないのですが、ここは第1種農地なので、一般的に言えば原則的には許可は出来ないのに対して不許可の例外というのがあって、そちらに該当をしますよという事だったと思うのですけれども。不許可の中の例外の何処のところに該当をするのですか。
唐澤喜廣委員	農地ハンドブックの4-13ページ④のところですか。
唐木義秋委員	④のところで住宅その他申請農地周辺の居住者の日常生活上または現状必要な施設で集落に接続をして設置をされるものというところですね。
唐澤喜廣委員	はい、そうです。そこの3つ目のところに集落に接続をしてとありますが集落接続というのは家のところに道路がある場合には家が続いていなくても構わないよという解釈でしてね、これで許可が出来るだろうという事ですけれどもね。
唐木義秋委員	はい。こちらの住宅その他申請農地周辺居住者の日常生活上または業務上必要な施設ですか。
議長	これは一般住宅なので良いですが、アパートとか建売住宅はだめです。そういう事ですよね。

<p>唐木義秋委員 議 長 事 務 局</p>	<p>はい、分かりました。 事務局、そういう事でよろしいですね。 最後の行のところに、日常生活上または業務上必要な施設について書いてあります。店舗、事務所、作業場等その集落に居住をするものが生活を営むことにおいて必要な施設とする。但し、集落の通常の発展の範囲内とはいえないで大規模な工場等については本規定の趣旨になじまないと書いてありますので、一般住宅は該当するという事で良いです。</p>
<p>議 長</p>	<p>これは今までもそういう事でやってきております。このハンドブックの中に載っている事なのですよ。農地区分の所の第1種農地という所の中の不許可の例外という所です。第1種農地というのは原則許可はできませんよという事になっております。でも不許可の例外というその中で、許可が出来ないということばかりをやっていては、集落が発展がなくなるという様な事で、こういうものについては許可できますよという許可の例外があります。そのどれに当たるかを判断しながらという事でお願いします。</p>
<p>後藤幸子委員</p>	<p>すみません。ちょっと聞きたいのですが、ここのすぐ西側も■さんの土地だという事なのですけれども、その西側の土地も道に、一部ですけれども接しているのにどうして1筆残してこちらの下の土地になったのかなあと、こっちの土地の方が良い様な気がします。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>私も聞いてはおりませんが、やっぱり道のそばでは嫌だなあという事ではないかと思いますが、私の想像であります。</p>
<p>後藤幸子委員 唐澤喜廣委員</p>	<p>そういう事ですか。はい分かりました。 ここの田んぼが駄目ならば、次の二枚目の田んぼなら良いですよという論法もないと思うのですよね。だからあえて3枚目で仕方がないのかなあとそういう解釈をしました。</p>
<p>後藤幸子委員 議 長</p>	<p>はい、分かりました。 はい、まあ農振がかかっている所ではありませんから、申請の土地を許可をするかしないかという事になりますので、お願いします。他には特にないようでありますので、ここは第1種農地でありますので農業委員の皆さんに許可、不許可の採決をお願い致します。 番号1につきまして、可とされる方は挙手をお願い致します。</p>
<p>農業委員 議 長</p>	<p>(挙手 10名) 全員の方から挙手を頂いております。番号1につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第2号は終わります。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。 朗読 上程 7件 13筆</p>

<p>事務局 議長</p>	<p>3 協議事項</p> <p>①農地あっせんについて</p> <p>1件2筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料P7～P9) ・補足説明をする。 ・特に問題はありませんので、このあっせん事業を進めていく事とする。
<p>事務局 事務局 議長</p>	<p>②農地状況調査（農地パトロール）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度、農地利用状況調査（農地パトロール）実施要領について説明をする。(会議資料P10～P13、地図資料あり) ・遊休農地区分（農地法に基づくものと独自の区分）について質疑応答をする。 ・補足説明をする
<p>事務局 事務局 議長 議長 議長</p>	<p>③農地貸し付け、売り渡し希望について</p> <p>3件9筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地貸し付け希望と農地売り渡し希望について説明をする。(会議資料P14～P21) ・1件目につきましては、昨日の夕方所有者の方から電話がありまして、借りたい人が見つかりましたという事で取り消しをして下さいという事でしたので、会議資料の14ページと15ページの方は無事借りる人が見つかりましたという事でお願い致します。 ・補足説明をする。 ・2件目につきましては、ここの畑はなかなか大変な所ですが、 の地元委員さんを中心に全委員協力をして探す事とする。 ・3件目につきましては、今の契約が令和3年までなので来年の3月以降どうなさるのか、ちょっと分かりませんが所有者は売りたいと、それで耕作者は買うつもりはないという事だそうです。まずは地元委員である丸山委員さんにお声がけをして頂いて、探して頂く様よろしくお願ひ致します。
<p>事務局 議長</p>	<p>④北部三町村農業委員会交流会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部三町村農業委員会について説明をする。 ・今年は南箕輪村が幹事になりますが、コロナウィルス感染症の関係もある中、交流会を開催するかしないのか協議をする。 ・協議の結果、今年の開催は見送る事とした。 <p>4、その他</p>

